

二〇二五年度 卒業論文

親鸞の逆謗除取観についての一考察

—曇鸞・善導の理解を通して—

L220091

國光正俊

目次

序論	1
本論	2
第一章 五逆罪と誹謗正法罪	2
第一節 五逆罪の内容	2
第二節 誹謗正法罪の内容	3
第二章 曇鸞の逆謗除取観	4
第一節 曇鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否	4
第二節 曇鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行	9
第三章 善導の逆謗除取観	13
第一節 善導における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否	13
第二節 善導における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行	15
第四章 親鸞の逆謗除取観	17
第一節 親鸞における五逆罪と誹謗正法罪	17
第二節 親鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否	20
第三節 親鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行	23

結論 · · · · · 2
5

註

参考文献

序論

本論文の主題である「逆謗除取」とは、五逆罪や誹謗正法罪を犯した者は、阿弥陀仏による救いのはたらきに摂取されて、阿弥陀仏の浄土に往生することができるのか否かという問題を論じるものである。そして、この問題は、『仏説無量寿経』（以下、『大経』と略称する）第十八願に誓われている唯除逆謗の文と、『仏説観無量寿経』（以下、『観経』と略称する）「下品下生」との矛盾にある。具体的には、唯除逆謗の文において、五逆罪者は阿弥陀仏による救いのはたらきから除くと誓われているが、『観経』「下品下生」では、五逆罪を犯した者も臨終において善知識の教えに遇い、十念を具足して南無阿弥陀仏と称することによって極楽世界に往生することを得ると説かれている点である。このような、經典に説かれている異なる経説に対して、融通性のある統一的な解釈を行うことを「会通」というが、親鸞（一一七三―一二六二）は、『顕浄土真実教行証文類』（以下、『教行信証』と略称する）「信文類」の末尾において、上記の問題に対する会通を行っている。

そして、『教行信証』「信文類」逆謗除取積における引用文を見るに、親鸞の逆謗除取観が形成される過程において、曇鸞（四七六―五四二）と善導（六一二―六八一）のそれに影響を受けていることが考えられるため、第二章と第三章において曇鸞と善導の逆謗除取観を考察する。そのため、本論文は、第一章において「唯除」とされる五逆罪と誹謗正法罪の内容を示した後、曇鸞、善導、親鸞の逆謗除取観について考察するという構成になっている。

第一章 五逆罪と誹謗正法罪

第一節 五逆罪の内容

『総合仏教大辞典』の「五逆」の項目において、五逆罪とは、

五つの重罪をいい、小乗の五逆（単の五逆）と大乘の五逆（複の五逆）とがある。

①小乗の五逆とは、害母（殺母）・害父（殺父）・害阿羅漢（殺阿羅漢）・出仏身血（悪心出仏身血）・破和合僧（破僧）の五で、前の二は恩田にそむき、後の三は福田にそむくから、五逆、五逆罪といい、その行為は無間地獄に墮ちる原因となるから五無間業、略して五無間、また五不救罪という。

②大乘の五逆とは、大薩遮尼乾子所説経卷四に説く五つの根本重罪で、即ち(1)塔寺を破壊し経像を焼き、三宝の物を奪い、或いはそれらのことを人に行わせ、またはその行為を見て喜ぶこと、(2)声聞・縁覚・大乘の法をそしること、(3)出家者が仏法を修めるのを妨げ、或いはそれを殺すこと、(4)小乗の五逆のうち一罪を犯すこと、(5)すべて業報はないと考えて十不善業を行い後世を畏れず、また人にそれらのことを教えること、をいう。¹

と説明されており、五逆罪の代表的な説として、『阿毘達磨俱舍論』（以下、『俱舍論』と略称する）卷十七に説かれていた五無間業の説と『大薩遮尼乾子所説経』（以下、『遮尼乾子経』と略称する）卷四に説かれている五種の根本重罪の説が挙げられている。そして、『遮尼乾子経』卷四において五種の根本重罪の内容が説かれた後、

「若しかくの如き根本重罪を犯して而かも自ら悔ひずは決定して一切善根を焼滅し、大地獄に趣きて無間の苦を受けん」²と説かれていることから、『俱舍論』卷十七に説かれている五無間業の果報と同じく、五種の根本重罪を犯した者も墮無間地獄の果報を受けるとされている。

第二節 誹謗正法罪の内容

『望月仏教大辞典』の「誹謗正法」の項目において、誹謗正法罪とは「正法を誹謗するの意。略して謗法、破法、又は断法とも名づく。主として大乘經典を誹謗して仏説に非ずとなすを云ふ。」³と説明されている。

続けて、その誹謗正法罪の具体例として、

大品般若經第十一信毀品に「深般若波羅蜜を皆毀するが故に、即ち過去未來現在の諸仏の一切智一切種種智を皆毀すと為す。是の人は三世諸仏の一切智を毀皆するが故に破法の業を起し、破法の業の因縁集るが故に、無量百千万億歳に大地獄の中に墮す」と云ひ、法華經第二譬喻品に「若し人不信にして此の經を毀謗せば、則ち一切世間の仏種を断ず。或は復た顰蹙して而も疑惑を懷かば、汝当に此の人の罪報を説くを聴くべし。若しは仏の在世、若しは滅度の後、其れ斯の如き經典を誹謗し、經を誦誦し書持する者あるを見て、輕賤僧嫉して而も結恨を懷かば、此の人の罪報、汝今復た聴くべし、其の人命終して阿鼻地獄に入る」と云ひ、無量壽經卷上に「至心に信樂して我が国に生ぜんと欲し、乃至十念せんに、若し生ぜずば正覺を取らじ。唯五逆と誹謗正法とを除く」と云ひ、入楞伽經第二に「一闡提とは二種あり、何等をか二となす、一に

は一切の善根を焚焼す、(中略)云何が一切の善根を焚焼する。謂はく菩薩藏を謗して是の如き言を作す、彼れ修多羅毘尼解脱の説に随順するに非ずと。諸の善根を捨す、是の故に涅槃を得ず」と云へる皆其の説なり。是れ般若、法華、無量寿等の大乘經典を信ぜず、之を毀訾し誹謗する者は一切の善根を焚焼し、大地獄に墮すべきことを説けるものなり。⁴

と、『大品般若經』・『法華經』・『大經』・『入楞伽經』の經説が挙げられており、『入楞伽經』の經説を根拠となして、大乘經典を誹謗する者は大地獄に墮ちると述べられている。また、『大品般若經』と『法華經』における誹謗正法罪の内容を比較すると、両經における誹謗正法罪は仏法を誹謗するという点で一致しているが、具体的な内容は相違していることから、誹謗正法罪の内容は經典によって異なることが考えられる。

すなわち、五逆罪と誹謗正法罪は墮地獄の果報を受けるとされる重罪であることから、『大經』第十八願文や第十八願成就文においてそれらの罪を犯した者が阿弥陀仏による救いのはたらかから除かれて、阿弥陀仏の浄土に往生することができないと誓われていることは当然の帰結であるといえよう。

第二章 曇鸞の逆謗除取観

第一節 曇鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否

『無量寿經優婆提舍願生偈註』(以下、『論註』と略称する)巻上「八番問答」の第二問答において、

問ひていはく、『無量寿経』（下・意）にのたまはく、「往生を願ずるものみな往生を得。ただ五逆と誹謗正法とを除く」と。『観無量寿経』（意）にのたまはく、「五逆・十悪もろもろの不善を具するもまた往生を得」と。この二経、いかんが会する。答へていはく、一経（大経）には二種の重罪を具するをもつてなり。一には五逆、二には誹謗正法なり。この二種の罪をもつてのゆゑに、ゆゑに往生を得ず。一経（観経）にはただ十悪・五逆等の罪を作るとのたまひて、正法を誹謗すとのたまはず。正法を謗ぜざるをもつてのゆゑに、このゆゑに生ずることを得。⁵

この第二問答では、『大経』第十八願成就文に誓われている五逆罪者と誹謗正法罪者の不生という説示と、『観経』「下品下生」に説かれている五逆罪者と十悪の者等の得生という説示との相違が問いとして提起されており、いわゆる「逆謗除取」の問題に対する曇鸞の解釈が示されている。その答えとして、『大経』第十八願成就文には五逆罪と誹謗正法罪を同時に犯していることから往生を得ることができず、『観経』「下品下生」には五逆罪や十悪等を犯すとあるだけで誹謗正法罪を犯すと説かれていないことから、往生を得ることができると示されている。すなわち、曇鸞は二経における罪の単複を明らかにすることによって、それらの経説が相違していないことを示すとともに、五逆罪や十悪等のみを犯した単罪者は往生を得ることができると示している。

そして、五逆罪や十悪等のみを犯した単罪者が往生を得ることができると示せば、誹謗正法罪のみを犯した者は往生を得ることができると示すのか否かという疑問が生じる。そのため、次の第三問答においては、

問ひていはく、たとひ一人ありて、五逆罪を具すれども正法を誹謗せざれば、『経』（観経）に生ずることを

得と許す。また一人ありて、ただ正法を誹謗して五逆の諸罪なし。往生を願せば生ずることを得やいなや。答へていはく、ただ正法を誹謗せしめば、さらに余の罪なしといへども、かならず生ずることを得ず。なにもつてこれをいふとならば、『経』（大品般若経・意）にのたまはく、「五逆の罪人、阿鼻大地獄のなかに墮してつぶさに一劫の重罪を受く。正法を誹謗する人は阿鼻大地獄のなかに墮して、この劫もし尽きぬれば、また転じて他方の阿鼻大地獄のなかに至る。かくのごとく展転して百千の阿鼻大地獄を経」と。仏（釈尊）、出づることを得る時節を記したまはず。誹謗正法の罪きはめて重きをもつてのゆゑなり。また正法はすなはちこれ仏法なり。この愚痴の人すでに誹謗を生ず。いづくぞ仏土に生ぜん願ずる理あらんや。たとひただかの土の安樂を貪りて生ぜん願ずるは、また水にあるざる氷、煙なき火を求むるがごとし。あに理を得ることあらんや。⁶

と、前の『観経』「下品下生」における五逆罪の単罪による得生という説示を承けて、誹謗正法罪のみを犯した者における往生の得否が問いとして提起されており、その答えとして、誹謗正法罪を犯した者は単罪であったとしても往生を得ることができないとされ、二種の不生の理由が示されている。

まず、一つ目の理由では、經典には誹謗正法罪者は次々に百千の阿鼻大地獄を経るとあるように、釈尊が誹謗正法罪者の阿鼻大地獄から出る時期を記していないことから、誹謗正法罪者は浄土に往生を得ることができないと示されている。また、二つ目の理由では、仏法を誹謗する者が仏法の教える理想世界である浄土に生まれたいと願う道理はないことから、誹謗正法罪者は浄土に往生を得ることができないと示されている。そして、その最

後には二つ目の理由に関連して、浄土に生まれたいと願っても、それが浄土の安樂を貪るための願生であるならば、浄土に往生できる道理はないと述べられており、安樂を貪るための願生が否定されている。

また、村上速水氏によって、

第三問答において謗法罪はたとい一罪であっても①極重罪の故に②願生の理なき故に救済から除かれると答えられている。しかもその二由の中、第一は仏教一般の論理に基づいたものであり、第二の理由こそ他力救済という真宗独自の論理に基づいたものであることに注意すべきである。「願生の理なきが故に」除かれるとは、逆に願生すれば救われることを意味し、これは後に引かれる『法事讃』の「謗法闡提、回心皆往（謗法・闡提、回心すればみな往く）」の文意と同じく、信ずるものはいかなる機類でも救われることをあらわすものである。⁷

と述べられており、二つ目の理由は誹謗正法罪者の得生を反顕するものとして捉えられている。村上氏の見解は、『論註』巻下「觀察体相章」の莊嚴口業功德成就積における誹謗正法罪者の得生という説示を根拠としていられると思われるが、応答部分の冒頭において誹謗正法罪者の不生が示されており、願生心の欠如による不生はその一証左に過ぎないものであることから、二つ目の理由のみを逆説的に捉えて、誹謗正法罪者における得生の説示を見出すことは強引であると考えられる。とにかく、誹謗正法罪者は往生を得ることができない、というのが第三問答における曇鸞の理解であるといえよう。すなわち、第二問答と第三問答の内容から窺うに、曇鸞の逆謗除取観は、『大経』第十八願成就文と『観経』「下品下生」によって、五逆罪者の得生と誹謗正法罪者の不生を示してい

る。

しかし、『論註』巻下「観察体相章」の莊嚴三業功德成就積において、

凡夫の衆生は身口意の三業に罪を造るをもつて、三界に輪転して窮まり已むことあることなからん。このゆゑに諸仏・菩薩は、身口意の三業を莊嚴して、もつて衆生の虚誑の三業を治するなり。いかんがもつて治す。

（中略）衆生は憍慢をもつてのゆゑに、正法を誹謗し、賢聖を毀訾し、尊長〔尊は君・父・師なり。長

は有徳の人および兄党なり〕を捐痺す。かくのごとき人、抜舌の苦・瘡癩の苦・言教不行の苦・無名聞の苦を受くべし。かくのごとき等の種種の諸苦の衆生、阿弥陀如来の至徳の名号、説法の音声を聞けば、上のごとき種々の口業の繫縛、みな解脱を得て、如来の家に入りて畢竟して平等の口業を得。⁸

と、諸仏・菩薩が身口意の三業を莊嚴して、三界輪転の原因となる凡夫の三業の罪を治すことが示されており、その中の莊嚴口業功德成就積において、誹謗正法罪者は阿弥陀仏の名号と説法を聞くなれば、口業の繫縛から解脱を得て、往生を得ると示されていることを踏まえると、曇鸞の意図は五逆罪者と誹謗正法罪者の得生にあると考えることができる。付言すると、「八番問答」全体の論旨がそうであるように、「八番問答」の第三問答における誹謗正法罪者の不生という説示は、『大経』第十八願成就文と『観経』「下品下生」に随順したものであるが、莊嚴口業功德成就積における誹謗正法罪者の得生という説示は曇鸞の自釈であることから、曇鸞の論述態度を比較することによって、曇鸞の本意が誹謗正法罪者の得生にあると考えるとともに、上記の誹謗正法罪者の往生得否に関する説示の相違は、後述するように誹謗正法罪者の回心による往生を示す意図があると思う。

第二節 曇鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行

『論註』卷上「八番問答」の第六問答において、

『観無量寿経』（意）にのたまふがごとし。「人ありて五逆・十悪を造りもろもろの不善を具せらん。惡道に墮して多劫を経歴して無量の苦を受くべし。命終の時に臨みて、善知識の教に遇ひて、（南無無量寿仏）と称せん。かくのごとく心を至して声をして絶えざらしめて、十念を具足してすなはち安樂浄土に往生することを得。すなはち大乘正定の聚に入りて、畢竟じて退せず。三塗のもろもろの苦と永く隔つ」と。（中略）ただ十念阿弥陀仏を念じたてまつるをもつてすなはち三界を出づ。」⁹

と、『観経』「下品下生」が引用された後、その要約として「ただ十念阿弥陀仏を念じたてまつるをもつてすなはち三界を出づ。」¹⁰と述べられていることから、曇鸞における五逆罪者の浄土往生行は十念であるといえる。

続けて、その応答部分において、

答へていはく、なんぢ五逆・十悪の繫業等を重となし、下下品の人の十念をもつて軽となして、罪のために牽かれて先づ地獄に墮して三界に繫在すべしといはば、いままさに義をもつて校量すべし。軽重の義は心に在り、縁に在り、決定に在りて、時節の久近・多少には在らず。いかんが「心に在る」。かの造罪の人はみづから虚妄顛倒の見到に依止して生ず。この十念は善知識の方便安慰によりて実相の法を聞きて生ず。一は実なり、一は虚なり。あにあひ比ぶることを得んや。（中略）いかんが「縁に在る」。かの造罪の人はみづから妄想の心に依止し、煩惱虚妄の果報の衆生によりて生ず。この十念は無上の信心に依止して、阿弥陀如来の

方便莊嚴真実清淨無量の功德の名号によりて生ず。(中略)いかんが「決定に在る」。かの造罪の人は有後心・有間心に依止して生ず。この十念は無後心・無間心に依止して生ず。これを決定と名づく。三の義を校量するに十念は重し。重きもの先づ牽きてよく三有を出づ。両経は一義なるのみ。¹¹

と、十念を修める際の心持ち(在心)・よりどころ(在縁)・思いの深さ(在決定)の三点を挙げて、『観経』「下品下生」に説かれている十念の在り方が示されており、曇鸞における『観経』「下品下生」の十念とは名号法を聞いて修める行であり、阿弥陀仏に対する信心を具えた行であり、そして専心・純一の行であることが分かる。

また、「八番問答」の第一問答において、『観経』「下品下生」を引用した後、「この経をもつて証するに、あきらかに知りぬ、下品の凡夫ただ正法を誹謗せざれば、仏を信ずる因縁をもつてみな往生を得と。」¹²と述べられていることから、五逆罪者の得生において阿弥陀仏に対する信心が必要であることが分かる。

さらに、第七問答において、

問ひていはく、いくばくの時をか名づけて一念となす。答へていはく、百一の生滅を一刹那と名づく。六十の刹那を名づけて一念となす。このなかに念といふはこの時節を取らず。ただ阿弥陀仏を憶念するをいふ。もしは総相、もしは別相、所観の縁に随ひて、心に他想なくして十念相續するを名づけて十念となす。ただ名号を称するもまたかくのごとし。¹³

と、『観経』「下品下生」における十念についての具体的な内容が示されており、その十念とは阿弥陀仏の全体ですがた、あるいはその部分部分を観察の対象として、心を専一にして他の想いを雑えずに十度憶念することであ

り、又は阿弥陀仏の名号を十度称えることであるとされる。

次に、誹謗正法罪者の浄土往生行について見ていきたいと思う。先述したように、誹謗正法罪者は莊嚴口業功德成就積においてその得生が示されているが、「八番問答」の第四問答において、

問ひていはく、なんらの相かこれ正法を誹謗する。答へていはく、もし仏なく、仏の法なし、菩薩なく、菩薩の法なしといはん。かくのごとき等の見、もしは心にみづから解し、もしは他に従ひて受け、その心決定するをみな正法を誹謗すと名づく。¹⁴

と述べられているように、上記の曇鸞における誹謗正法罪の内容を踏まえると、そのような者が阿弥陀仏の名号と説法を聞くのであるから、そこには誹謗正法罪者における得生の前提として、誹謗正法罪者による回心という事態を見出すことができる¹⁵と考える。¹⁵内藤知康氏によって、

阿弥陀仏の名号のはたらきによって謗法の罪人も、心をひるがえして解脱を得ると述べられています。結局、なぜ謗法の者が浄土に生まれることができないのかというと、仏の存在を否定するからです。「仏なんていない」と考えている者は、浄土に生まれることを願うわけがない。ですから、逆に仏の存在を受け容れれば生まれることができるという論理になるわけです。そして、仏の存在を否定する者は、阿弥陀仏のはたらきによって、仏法を受け容れていくようになるのだと説かれています。永遠に救われないわけではないのです。¹⁶

と、莊嚴口業功德成就積について述べられているところは、曇鸞における誹謗正法罪者の回心による往生という

事態を意図した記述であるといえよう。すなわち、誹謗正法罪者の回心による往生という事態は、善導の『法事讃』巻上「前行法分」広請三宝において「仏願力をもつて五逆と十悪と罪滅して生ずることを得、謗法と闡提と回心してみな往くによる。」¹⁷と述べられているところに見ることができ、曇鸞においてもそのような事態が想定されていたと推知するところである。

また、回心後の誹謗正法罪者が修める浄土往生行について、『論註』巻下「利行満足章」三願的証において、おほよそこれかの浄土に生ずると、およびかの菩薩・人・天の所起の諸行とは、みな阿弥陀如来の本願力によるがゆゑなり。(中略)願(第十八願)にのたまはく、「たとひわれ仏を得んに、十方の衆生、心を至して信樂してわが国に生ぜん」と欲して、すなはち十念に至るまでせん。もし生ずることを得ずは、正覺を取らじ。ただ五逆と誹謗正法とを除く」と。仏願力によるがゆゑに十念の念仏をもつてすなはち往生を得。¹⁸

と、曇鸞は『論註』巻下の巻末において、『大經』第十八願を証文となして、阿弥陀仏の本願力による十念念仏をもつて往生を得ると示しており、この浄土願生者の中に回心後の誹謗正法罪者が含まれているとするならば、回心後の誹謗正法罪者が修める浄土往生行は『大經』第十八願に誓われている十念であると考えることができ

る。¹⁹

第三章 善導の逆謗除取観

第一節 善導における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否

『観無量寿経疏』（以下、『観経疏』と略称する）「散善義」下品下生釈において、

問ひていはく、四十八願のなかの「第十八願の」ごときは、ただ五逆と誹謗正法とを除きて、往生を得しめず。いまこの『観経』の下品下生のなかには、謗法を簡びて五逆を撰せるは、なんの意かあるや。答へていはく、この義仰ぎて抑止門のなかにつきて解せん。四十八願のなかの「第十八願の」ごとき、謗法と五逆とを除くことは、しかるにこの二業その障極重なり。衆生もし造ればただちに阿鼻に入り、歴劫周樟して出づべきに由なし。ただ如来それこの二の過を造ることを恐れて、方便して止めて「往生を得ず」とのたまへり。またこれを撰せざるにはあらず。また下品下生のなかに、五逆を取りて謗法を除くは、それ五逆はすでに作り、捨てて流転せしむべからず。還りて大悲を発して撰取して往生せしむ。しかるに謗法の罪はいまだ為らず。また止めて「もし謗法を起さば、すなはち生ずることを得ず」とのたまふ。これは未造業につきて解す。もし造らば、還りて撰して生ずることを得しめん。²⁰

ここでは、『論註』巻上「八番問答」の第二問答において曇鸞が論じていたように、「逆謗除取」の問題に対する善導の解釈が示されている。『大経』第十八願文と『観経』「下品下生」における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否に関する経説の相違について、善導は『大経』第十八願における唯除逆謗の文は、未造業の者に対して説かれた阿弥陀仏による抑止の経説であり、『観経』「下品下生」は、已造業の者に対して説かれた阿弥陀仏による

取の経説であるとし、罪の有無をもって二経の経説が相違していないことを示している。

そして、『観経』「下品下生」において誹謗正法罪者の存在は説かれていないが、『観経疏』「散善義」下輩総讚において「下輩は下行下根の人なり。十悪・五逆等の貪瞋と、四重と偷僧と謗正法と、²¹と述べられているように、善導は下品下生の中に誹謗正法罪者を含めて論述しており、誹謗正法罪も五逆罪と同様に、未造業であるならば阿弥陀仏は方便をもって衆生がその罪を犯さないように抑え止め、已造業であるならば阿弥陀仏は大悲を発してその罪者を撰取する、という解釈を示している。

また、『法事讚』巻上「前行法分」広請三宝においても、

ただ凡夫の乱想寄託するに由なきがためのゆゑに、釈迦・諸仏慈悲を捨てずして、ただちに西方十万億刹を指さしむ。国を極楽と名づけ、仏を弥陀と号く。現にましまして説法したまふ。その国清浄にして四徳の莊嚴を具せり。永く譏嫌を絶ち、等しくして憂悩なし。人天善悪みな往生を得。かしこに到りぬれば、殊なることなく斉同に不退なり。なんの意かしかるとならば、すなはち弥陀の因地に、世饒王仏の所にして位を捨てて家を出で、すなはち悲智の心広弘の四十八願を起したまふ。仏願力をもつて五逆と十悪と罪滅して生ずることを得、謗法と闍提と回心してみな往くによる。²²

と、五逆罪者や十悪等を犯した者は阿弥陀仏の仏願力によってその罪が滅せられて往生を得ることができると示されており、また誹謗正法罪者や一闍提は回心することによって往生を得ると示されている。この文においても『観経疏』「散善義」下品下生釈において示されていた内容と同様に、五逆罪者と誹謗正法罪者における得生が

示されている。

第二節 善導における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行

『観経疏』「散善義」下品下生釈において、

四に「如此愚人」より下「生死之罪」に至るこのかたは、まさしく法を聞き仏を念じて、現益を蒙ることを得ることを明かす。すなはちその十あり。一にはかさねて造悪の人を牒することを明かす。二には命延久しからざることを明かす。三には臨終に善知識に遇ふことを明かす。四には善人安慰して教へて仏を念ぜしむることを明かす。五には罪人死苦来り逼めて、仏名を念ずることを得るに由なきことを明かす。六には善友苦しみて失念すと知りて、教を転じて口に弥陀の名号を称せしむることを明かす。七には念数の多少、声々間なきことを明かす。八には罪を除くこと多劫なることを明かす。九には臨終正念にしてすなはち金華来応することあることを明かす。十には去時の遅疾、ただちに所帰の国に到ることを明かす。²³

と、『観経』「下品下生」の「かくのごときの愚人、(中略)すなはち極楽世界に往生することを得。」²⁴という文に対する善導の解釈が示されており、ここでは聞法念仏することによって現生の利益を蒙ることが明らかにされている。そして、この十種類の現生利益の中、第六において「善友苦しみて失念すと知りて、教を転じて口に弥陀の名号を称せしむることを明かす。」²⁵と述べられているところは、下品下生者が修める浄土往生の行が称名念仏であることを示すものである。また、『観経疏』「散善義」下輩総讚において述べられていたように、善導

において誹謗正法罪者は下品下生者の中に含まれた存在であることを踏まえると、誹謗正法罪者が修める浄土往生も称名念仏であるといえよう。

また、善導における信心論として『観経』の三心がある。『観経』「散善義」上品上生において、

仏、阿難および韋提希に告げたまはく、「上品上生といふは、もし衆生ありて、かの国に生ぜんと願ずるものは、三種の心を発して即便往生す。なんらをか三つとする。一つには至誠心、二つには深心、三つには回向発願心なり。三心を具するものは、かならずかの国に生ず。²⁶

と、その三心は上品上生における信心として限定されたものであるが、『観経疏』「散善義」上品上生釈には、十四に上輩観の行善の文前につきて、総じて料簡してすなはち十一門となす。(中略) 四には三心を弁定してもつて正因となす。(中略) いまこの十一門の義は、九品の文に約対するに、一々の品のなかにつきてみなこの十一あり。すなはち一百番の義となす。またこの十一門の義は、上輩の文前につきて、総じて料簡するもまた得たり。あるいは中・下輩の文前につきて、おのおの料簡するもまた得たり。²⁷と述べられており、善導は、上品上生における信心として限定されていた三心を中品者と下品者も具足する信心として適用している。そのため、この説示を踏まえれば、五逆罪者と誹謗正法罪者は浄土往生行である称名念仏を修める際に、至誠心・深心・回向発願心の三心を具える必要があるといえる。

最後に、第二章と第三章の内容を端的にまとめると、『大経』第十八願文や第十八願成就文と『観経』「下品下生」における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否に関する説示の相違について、曇鸞は罪の単複によって会通を

行っており、善導は罪の有無をもって会通を行っていることから、曇鸞と善導の逆謗除取観には会通の基盤となる論理の組み立てにおいて各自の特色が見られるもの、五逆罪者と誹謗正法罪者における得生という結論は一致している。また、五逆罪者と誹謗正法罪者が修める浄土往生の行について、曇鸞は、五逆罪者は『観経』「下品下生」に説かれている十念を修めるとし、誹謗正法罪者は『大経』第十八願に説かれている十念を修めるとするが、善導は両罪者ともに『観経』「下品下生」に説かれている十念を修めるとするものであり、その十念とは曇鸞においては憶念と称念の二義が示されていたが、善導においては称念に限定されていた。そして、誹謗正法罪者に関して言えば、往生を得るためには誤った見解を翻すこと（回心）が必要であり、このような理解は善導又は曇鸞においても見ることができるとする。こうした二者の逆謗除取観は親鸞の逆謗除取観の形成過程において、どのような影響を与えたのであろうか。

第四章 親鸞の逆謗除取観

第一節 親鸞における五逆罪と誹謗正法罪

第一章において、五逆罪と誹謗正法罪の内容を概観したところ、それらの罪の内容には多種多様な内容が存在していたことから、統一的な内容を示すことは困難であると思われる。そのため、親鸞の逆謗除取観を考察するにあたり、親鸞における五逆罪と誹謗正法罪の位置づけについて考察する必要があると考える。また、親鸞にお

ける五逆罪と誹謗正法罪の内容は、主に『教行信証』「信文類」逆謗除取釈（以下、「信文類」逆謗除取釈と略称する）と「親鸞聖人御消息」（以下、「御消息」と略称する）において示されている。

まず、「信文類」逆謗除取釈の末尾において、永観（一〇三三―一一一一）の『往生拾因』における五逆罪に関する文が引用されており、ここでは慧沼（六五〇―七一四）の説によって三乗の五逆と大乘の五逆が示されている。²⁸ 「信文類」逆謗除取釈という引用箇所性格を踏まえると、親鸞における五逆罪の内容の根拠として捉えることもできると思われるが、この引用文の前後において、親鸞の自釈が個別に設けられていないことを踏まえると、『往生拾因』の引用文のみをもって親鸞における五逆罪の内容を考察することは早計であると考えられる。

同じく「信文類」逆謗除取釈において、

問うていはく、なんらの相か、これ誹謗正法罪なるやと。答へていはく、もし無仏・無仏法・無菩薩・無菩薩法といはん。かくのごときらの見をもつて、もしは心にみづから解り、もしは他に従ひてその心を受けて決定するを、みな誹謗正法と名づく²⁹と。

と、『論註』巻上「八番問答」の第四問答が引用されており、ここでは曇鸞における誹謗正法罪の内容が示されているが、先の『往生拾因』の引用文に対する態度と同様に、この引用文のみをもって親鸞における誹謗正法罪の内容を考察することは早計であると考ええる。すなわち、親鸞は、「信文類」逆謗除取釈における五逆罪と誹謗正法罪の内容に関する引用文に対して、個別に明確な意図を示していないことから、これらの引用文のみをもつ

て、親鸞における五逆罪と誹謗正法罪の内容を判断することは早計であるといえよう。

次に、「御消息」における五逆罪と誹謗正法罪の内容について見ていきたいと思う。その第二通には、

師をそしり、善知識をかるしめ、同行をもあなづりなんどしあはせたまふよしきき候ふこそ、あさましく候へ。すでに謗法のひとなり、五逆のひとなり。³⁰

と、五逆罪又は誹謗正法罪とは師を謗り、善知識を軽んじ、念仏の教えを聞き行ずる仲間内でお互いに貶め合うことであると示されている。また、第五通においても、「善知識をおろかにおもひ、師をそしるものをば、謗法のものとお申すなり。おやをそしるものをば、五逆のものとお申すなり。」³¹と第二通と近似した内容が示されており、五逆罪とは親を謗ることであり、誹謗正法罪とは善知識を疎かにし、師を謗ることであるとされている。

そして、二通の内容を対照させてみれば、親鸞における五逆罪の内容には親を謗ることや念仏の仲間を貶め合うこと（破和合僧罪）があり、誹謗正法罪とは師や善知識を謗ることであることが分かる。

そして、第九通において、

第十八の本願をば、しぼめるはなにとへて、人ごとにみなすてまゐらせたりときこゆること、まことに謗法のとが、また五逆の罪を好みて、人を損じまどはさるること、かなしきことなり。ことに破僧罪と申す罪は、五逆のその一つなり。親鸞にそらごとを申しつけたるは、父を殺すなり。五逆のその一つなり。³²

と、『大経』第十八願を萎んだ花に喩えることは誹謗正法罪であり、親鸞に嘘偽りを伝えることは五逆罪の一つである殺父罪であると示されている。第一章の第二節において、仏教における誹謗正法罪の具体的な内容は経典

によって異なることが考えられると述べたが、『教行信証』「教文類」において、

それ真実の教を顕さば、すなはち『大無量寿経』これなり。この経の大意は、弥陀、誓を超発して、広く法蔵を開きて、凡小を哀れんで選んで功德の宝を施することを致す。(中略) ここをもつて如来の本願を説きて経の宗致とす、すなはち仏の名号をもつて経の体とするなり。³³

と述べられているように、浄土真宗における正依の經典とは『大経』であり、その『大経』の最も肝要な事柄は第十八願を説くことにあると示されていることから、親鸞における誹謗正法罪とは第十八願を誹謗することであるといえる。そして、親鸞の五逆罪に対する認識として殺父罪と破和合僧罪の二罪が示されていることと、「信文類」逆謗除取積の末尾において『俱舍論』卷十八に説かれている五無間業の内容が引用されていることを踏まえると、少なくとも親鸞は『俱舍論』卷十八に説かれている五無間業の内容を五逆罪として受容していたと考えることができる。そのため、親鸞における五逆罪とは『俱舍論』卷十八に説かれている五無間業の内容であり、誹謗正法罪とは『大経』第十八願を誹謗することであると位置づけることができる。

第二節 親鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否

曇鸞と善導の逆謗除取観において示されていたように、「逆謗除取」の問題は、『大経』第十八願文や第十八願成就文に誓われている五逆罪者と誹謗正法罪者の不生という説示と、『観経』「下品下生」に説かれている五逆罪者と十悪の者等の得生という説示との相違にあることから、この問題は『大経』と『観経』の経説を会通するこ

とによって解決することができるといえる。しかし、親鸞は「信文類」逆謗除取積において、上記の解決方法を用いずに、『涅槃経』四文を引用することによって会通を行っている。紙幅の都合上、本節では『涅槃経』四文中、現病品の引用文に焦点を当てて、親鸞の逆謗除取積について見ていきたいと思う。

『涅槃経』現病品の引用文には、

それ仏、難治の機を説きて、『涅槃経』（現病品）にのたまはく、「迦葉、世に三人あり、その病治しがたし。一つには謗大乘、二つには五逆罪、三つには一闡提なり。かくのごときの三病、世のなかに極重なり。ことごとく声聞・縁覚・菩薩のよく治するところにあらず。善男子、たとへば病あればかならず死するに治することなからんに、もし瞻病随意の医薬あらんがごとし。もし瞻病随意の医薬なからん、かくのごときの病、さだめて治すべからず。まさに知るべし、この人かならず死せんこと疑はずと。善男子、この三種の人またまたかくのごとし。仏・菩薩に従ひて聞治を得をはりて、すなはちよく阿耨多羅三藐三菩提心を発せん。もし声聞・縁覚・菩薩ありて、あるいは法を説き、あるいは法を説かざるあらん、それをして阿耨多羅三藐三菩提心を発せしむることあたはず」と。³⁴

とあるが、親鸞は『涅槃経』現病品の原文に対して文章の挿入と訓み替えを行っており、原文の意を変更している³⁵。具体的には、原文では五逆罪者と誹謗正法罪者と一闡提（難治の三病）は、声聞・縁覚・菩薩の二乗・三乗の教法によって治療することができず、それらの罪者は看病人と医師と医薬の有無にかかわらず必死不可治であると説かれているが、親鸞は文章の挿入と訓み替えによって、五逆罪者と誹謗正法罪者と一闡提は看病人と

医師と医薬が有るならば不可治ではないとし、それらの罪者は仏や菩薩に従って、聞法すれば菩提心の発心が可能であることを示している。すなわち、親鸞は『涅槃経』現病品の文に変更を加えることによって、難治の三病とされる五逆罪者と誹謗正法罪者と一闡提が仏力によって菩提心を発し、さとりを得ることが可能になることを示しているのである。そして、親鸞は、『涅槃経』四文の引用後において、

ここをもつていま大聖（釈尊）の真説によるに、難化の三機、難治の三病は、大悲の弘誓を憑み、利他の信海に帰すれば、これを矜哀して治す、これを憐憫して療したまふ。たとへば醍醐の妙薬の、一切の病を療するがごとし。濁世の庶類、穢悪の群生、金剛不壊の真心を求念すべし。本願醍醐の妙薬を執持すべきなりと、知るべし。³⁶

と、五逆罪者と誹謗正法罪者と一闡提は阿弥陀仏の大慈悲の誓願にまかせ、他力回向の信心に帰すれば、阿弥陀仏はその者たちを深く哀れみ救済すると述べているように、五逆罪者と誹謗正法罪者の得生を示している。

続けて、「信文類」逆謗除取釈には、

それ諸大乘によるに、難化の機を説けり。いま『大経』には「唯除五逆誹謗正法」といひ、あるいは「唯除造無間悪業誹謗正法及諸聖人」（如来会・上）とのたまへり。『観経』には五逆の往生を明かして謗法を説かず。『涅槃経』には難治の機と病とを説けり。これらの真教、いかんが思量せんや。³⁷

と、『大経』・『無量寿如来会』・『観経』・『涅槃経』における五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否についての相違が問いとして提起されており、その答えとして、曇鸞の『論註』卷上「八番問答」と善導の『観経疏』「散善

義」下品下生釈や『法事讃』卷上「前行法分」広請三宝における文が引用されている。

そして、『浄土文類聚鈔』念仏正信偈において「惑染・逆悪齊しくみな生じ、謗法・闡提回すればみな往く。」³⁸と述べられているところを見ると、『法事讃』卷上「前行法分」広請三宝における文からの影響を考えると、ができるが、曇鸞においても誹謗正法罪者の回心による往生という事態が想定されていたことを踏まえると、その影響の所在を明かにするためには詳細な考察が必要であると考えられる。しかし、個人による影響を明確にせず、それを曇鸞と善導からの系譜として捉えるならば、五逆罪者と誹謗正法罪者における得生という結論の一致や「信文類」逆謗除取釈における二者の著作の引用により、親鸞の逆謗除取観が二者の逆謗除取観を継承したものであると考えることができる。

第三節 親鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行

「信文類」逆謗除取釈において、親鸞は、五逆罪者と誹謗正法罪者は阿弥陀仏の誓願にまかせ、他力回向の心に帰すれば、阿弥陀仏によって救われると示しているから、親鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生の因は、『大経』第十八願に誓われている他力回向の信心であるといえる。

そして、『尊号真像銘文』の第十八願文釈において、

「至心信楽」といふは、「至心」は真実と申すなり、真実と申すは如来の御ちかひの真実なるを至心と申すなり。煩惱具足の衆生は、もとより真実の心なし、清浄の心なし、濁悪邪見のゆるなり。「信楽」といふ

は、如来の本願真実にましますを、ふたごころなくふかく信じて疑はざれば、信樂と申すなり。この「至心信樂」は、すなはち十方の衆生をしてわが真実なる誓願を信樂すべしとすすめたまへる御ちかひの至心信樂なり、凡夫自力のころにはあらず。「欲生我国」といふは、他力の至心信樂のころをもつて、安樂浄土に生れんとおもへとなり。³⁹

と述べられているように、この『大経』第十八願の三心に対する親鸞の解釈を重ね合わせてみれば、「他力回向の信心」とは第十八願をふたごころなく信じるということである。そのため、親鸞における五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生の因とは、『大経』第十八願に対する無疑心であるといえよう。

また、同じく『尊号真像銘文』の第十八願文釈の末尾には、

「唯除五逆誹謗正法」といふは、「唯除」といふはただ除くといふことばなり。五逆のつみびとをきらひ誹謗のおもきとがをしらせんとなり。このふたつの罪のおもきことをしめして、十方一切の衆生みなもれず往生すべしとしらせんとなり。⁴⁰

と、『大経』第十八願に誓われている唯除逆謗の文に対する親鸞の解釈が示されており、そこでは善導の逆謗除取観と同様に、唯除逆謗の文は阿弥陀仏による摂取と抑止の意があらわされた経説として解釈されている。⁴¹

結論

親鸞の逆謗除取観は、曇鸞と善導の逆謗除取観と同様に五逆罪者と誹謗正法罪者の得生を示しているが、その得生を示す過程において『涅槃経』を引用していたところや、五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行について、曇鸞と善導が信心具足の十念を示していたのに対して、親鸞は『大経』第十八願に誓われている他力回向の信心をもって五逆罪者と誹謗正法罪者の得生を示していたところに特色があると考えられる。そして、『大経』第十八願に誓われている唯除逆謗の文とは、重罪とされる五逆罪と誹謗正法罪を犯した者の当然の帰結が誓われた経文ではなく、一切衆生に浄土往生してほしい、という阿弥陀仏による大悲が裏付けされた経文であったのである。

最後に、本論文のテーマは性質上、その目的が五逆罪者と誹謗正法罪者における往生得否を考察することにあるという傾向を抱えているが、本論文の内容を概観すれば、その傾向を克服することができず、五逆罪者と誹謗正法罪者における往生の得否を考察することに終始してしまっただことが否めない。しかし、「五逆罪者と誹謗正法罪者の往生得否」という項目に加えて、「五逆罪者と誹謗正法罪者の浄土往生行」という項目を設定して、曇鸞・善導・親鸞の逆謗除取観を考察したところに本論文の意義があったように思う。

註

1 『総合仏教大辞典』全一卷、三九四頁―三九五頁。
2 『大正蔵』九、三三六頁中。
ただし、書き下し文は、龍谷大学編『佛教大辞彙』「五逆」（一二六四頁下）における当該の文を参照した。

3 『望月仏教大辞典』第五卷、四三二七頁下。

4 『望月仏教大辞典』第五卷、四三二七頁下―四三二八頁上。

5 『七祖篇（註釈版）』九四頁。

6 『七祖篇（註釈版）』九四―九五頁。

7 村上速水『教行信証を学ぶ』一七二―一七三頁。

8 『七祖篇（註釈版）』一二八頁。

9 『七祖篇（註釈版）』九六頁。

10 『七祖篇（註釈版）』九六頁。

11 『七祖篇（註釈版）』九六―九八頁。

12 『七祖篇（註釈版）』九四頁。

また、引用文中における「信仏因縁」という語句の意味を巡っては、様々な見解が提示されている。

① 是山恵覚『往生論註講義』一〇頁

② 香月院深励『浄土論註講義』七三―七六頁

③ 豊水楽勝『往生論註』（宇野円空編『真宗聖典講讚全集2 三経七祖之部上』三七九―三八二頁）

④ 福原亮厳『往生論註の研究』九九―一〇二頁

⑤ 早島鏡正、大谷光真『浄土論註』五四―五五頁

1 3 『七祖篇（註釈版）』九八頁。

1 4 『七祖篇（註釈版）』九五頁。

1 5 福原亮厳氏によって、次のように述べられている。

ここで一の問題を生ず。論註上巻の八番問答の中の一問答において、「誹謗正法」は必ず往生を得ずと説かれているのに、論註下巻には「誹謗正法」等の人びとも、仏名を聞いて解脱を得、如来の家に入る等という。これは矛盾ではないか。思うに、上巻の場合は未回心の人に就き、下巻は回心の人に就く。また上巻は抑止の意を存し、下巻は撰取の義を顕わす故と云えるであろう。

（福原亮厳『往生論註の研究』二八五頁）

1 6 内藤知康『基礎から学ぶ浄土真宗3 信心と利益―救いのよろこび―』八六頁。

1 7 『七祖篇（註釈版）』五一―八頁。

1 8 『七祖篇（註釈版）』一五五―一五六頁。

1 9 曇鸞における誹謗正法罪者の浄土往生行について、梯実円氏は次のように述べている。

『往生論註』下巻（『註釈版』七祖篇一二八頁）の仏の口業功徳を讃える釈のなかに、「慢心をおこして正法を誹謗し、賢聖を毀訾（謗る）した」ような謗法のものであっても、心を翻して「阿弥陀如来の至徳の名号、説法の音声を疑いなく聞くなれば」、そのような極重の罪業も名号のはたらきによって転換されて浄土へ生まれることができる」と説かれています。すなわち謗法の過ちに気づいて慚愧し、本願を信じて念仏するようになれば、その罪業は転換されてかならず極楽に往生できるといわれているのである。

（梯実円『聖典セミナー 教行信証 信の巻』四四七頁）

また、『論註』における願生者と浄土往生行の関係について、遠山信証氏によって、

① 高位の願生者（上品生等）は五念門、低位の願生者（下品下生等）は称名中心の五念門を修する
② 高位の願生者（上品生等）は五念門、低位の願生者（下品下生等）は十念を修する
③ 高位の願生者（上品生等）と低位の願生者（下品下生等）はともに五念門を修する
と、これまでに提出されている各説の内容を大別して整理すれば、上記の三点に集約することができるように、『論註』における浄土往生行については見解が分かるところである。

（遠山信証『往生論註』における修道構造の枠組「一頁」）

2 0 『七祖篇（註釈版）』四九四頁。

2 1 『七祖篇（註釈版）』四九六頁。

また、善導における下品下生者の位置づけについて、山本仏骨氏は次のように述べている。

下下品には「五逆十悪具諸不善」と説かれる。善導はこれを重罪の凡夫とっていられるが、この中に
謗法を含むや否やという問題がある。『散善義』下品総讚の文（真聖全一、五五六）には「十悪五逆等
貪瞋、四重偷僧謗正法」とあり、善導は含むと見るので、それは経説の「具諸不善」から推知するので
あろう。（山本仏骨『観経疏散善義鑽仰』一〇五頁）

2 2 『七祖篇（註釈版）』五一七―五一八頁。

2 3 『七祖篇（註釈版）』四九五頁。

2 4 『註釈版』一一五―一一六頁。

2 5 『七祖篇（註釈版）』四九五頁。

2 6 『註釈版』一〇八頁。

2 7 『七祖篇（註釈版）』四五三―四五四頁。

2 8 『教行信証』「信文類」逆謗除取釈の末尾において、次のように引用されている。

五逆といふは（往生十因）、「もし溜洲によるに五逆に二あり。一には三乗の五逆なり。いはく、一つに
はことさらに思うて父を殺す、二つにはことさらに思うて母を殺す、三つにはことさらに思うて羅漢を
殺す、四つには倒見して和合僧を破す、五つには悪心をもつて仏身より血を出す。恩田に背き福田に違

するをもつてのゆゑに、これを名づけて逆とす。この逆を執するものは、身壞れ命終へて、必定して無間地獄に墮して、一大劫のうちに無間の苦を受けん、無間業と名づく。また『俱舍論』のなかに、五無間の同類の業あり。かの頌にいはいはく、(母・無学の尼を汚す、(母を殺す罪の同類。)) 住定の菩薩、(父を殺す罪の同類。)) および有学・無学を殺す、(羅漢を殺す同類。)) 僧の和合縁を奪ふ、(僧を破する罪の同類。)) 卒都婆を破壊する、(仏身より血を出す)と。二つには大乘の五逆なり。『薩遮尼乾子經』に説くがごとし。へ一つには塔を破壊し経蔵を焚焼する、および三宝の財物を盗用する。二つには三乗の法を謗りて聖教にあらずというて、障破留難し隱蔽覆蔵する。三つには一切出家の人、もしは戒・無戒・破戒のものを打罵し訶責して、過を説き禁閉し還俗せしめ、驅使債調し断命せしむる。四つには父を殺し、母を害し、仏身より血を出し、和合僧を破し、阿羅漢を殺す。五つには謗じて因果なく、長夜につねに十不善業を行ずるなり)と。かの『經』(十輪經)にいはいはく、へ一つには不善心を起して独覺を殺害する、これ殺生なり。二つには羅漢の尼を姪する、これ邪行といふなり。三つには所施の三宝物を侵損する、これ不与取なり。四つには倒見して和合僧衆を破する、これ虚誑語なり)と。

(『註釈版』三〇三―三〇五頁)

2
9 『註釈版』二九八頁。

3
0 『註釈版』七四〇頁。

3
1 『註釈版』七四五頁。

3
2 『註釈版』七五五頁。

3
3 『註釈版』一三五頁。

3
4 『註釈版』二六六―二六七頁。

また、引用文中における「菩薩」について、岡亮二氏は次のように述べている。

「声聞・縁覚・菩薩」に出てくる「菩薩」と「仏・菩薩」の「菩薩」とは違う意味に使われています。「仏・菩薩」の菩薩は、仏の教えに従っている菩薩なのです。仏の言葉のごとくに動いている菩薩だから「仏・菩薩」といわれているのです。仏に随順し仏の心と重なっているのです。これに対して「声

聞・縁覚・菩薩」の菩薩は、菩薩が勝手に自分の思うように動いている、そういう菩薩です。この菩薩は、すでに自分は独自の行動をとれると増上慢になっている菩薩だといえるのではないかと思います。

(岡亮二『教行信証』口述50講—第二卷(下)』一三二—一三三頁)
『涅槃經』現病品における原文の意の変更について、林智康氏は次のように述べている。

(A) 迦葉、世に三人有りて、其の病治し難し。一つには大乘を誇るなり。二つには五逆罪なり。三つには一闡提なり。是の如きの三病は、世の中の極重なり。悉く声聞・縁覚・菩薩の能く治する所に非ず。善男子、譬へば病有り、必死にして治すること無きが如し。若は瞻病随意の医薬有るも、若は瞻病随意の医薬無きも、是の如きの病は定んで治すべからず。当に知るべし、是の人の必死疑はず。善男子、是の三種の人も亦復是の如し。※ 若声聞・縁覚・菩薩有りて、或は説法する有るも、或は説法せざるも、其をして阿耨多羅三藐三菩提の心を発さしむること能はず。

(B) 迦葉、譬へば病人の、若瞻病随意の医薬有れば、則ち差えしむべきが如し。若此の三無ければ、則ち差ゆべからず。声聞・縁覚も、亦復是の如し。仏菩薩に従ひ、聞法を得已りて、即能く阿耨多羅三藐三菩提の心を発す。法を聞かずして能く心を発すに非ざるなり。

(C) 迦葉、譬へば病人の、若は瞻病随意の医薬有るも、若は瞻病随意の医薬無きも、皆悉く差ゆべきが如し。

(A) ……善男子、たとへば病あればかならず死することなからんに、もし瞻病随意の医薬あらんがごとし。もし瞻病随意の医薬なからん、かくのごとき病、さだめて治すべからず。…

(『国訳一切経』「印度撰述部」涅槃部一・二四三頁)

(A)(B)(C)は三種病人の譬えを述べているが、宗祖は(B)にある文(傍線の文)を(A)に入れ(※の箇所)、また独特な訓点を施して(A)の文)、(A)の原文の意を変えている。原文では看病人と医師と医薬の三者があると否にかかわらず、第一種の病人(謗法・五逆・一闡提)は必死不可治のものであるという意を、看病人と医師と医薬がなければ不可治であるが、それがあれば不可治でないとした。その結果、第一種(A)の病人のことを説いたこの文が、第二種(B)の病人のことを説く

文と同じ内容になっている。したがって謗大乘・一闡提は仏力によって発心が可能になるのである。

(林智康『顕浄土真實信文類講讃』二七八―二七九頁)

3 6 『註釈版』二九五―二九六頁。

3 7 『註釈版』二九六頁。

3 8 『註釈版』四八六頁。

3 9 『註釈版』六四三―六四四頁。

4 0 『註釈版』六四四頁。

4 1 普賢保之『尊号真像銘文講読』において、「この唯除の文を弥陀の抑止と見るか、あるいは釈迦の抑止と見るかについては見解が分かれている。」と述べられており、そこでは釈迦の抑止と見るものの根拠となる五

説と弥陀の抑止と見るものの根拠となる四説が挙げられている。そして、普賢氏は弥陀の抑止と見るものの根拠となる四説のうち、『大経』巻上の「比丘、仏にまうさく、へやや、聴察を垂れたまへ。わが所願のごとくまさにつぶさにこれを説くべし。」(『註釈版』一五頁)という経文を根拠とする説を承けて、それが原典に基づいた客観的な事実であることを述べており、唯除の文を弥陀の抑止と見るのが妥当であると結論づけている。

(普賢保之『尊号真像銘文講読』三五―三八頁)

そして、筆者も普賢氏の指摘通りに判断するところであるから、本論文における唯除逆謗の文は弥陀の抑止として見ている。

参考文献

辞書類

龍谷大学編『佛教大辞彙』第二卷、富山房、一九二二年

『大正新脩大藏經』第九卷、大正新脩大藏經刊行会、一九二五年

岩野真雄編『国訳一切經』涅槃部一、大東出版社、一九二九年

望月信亨編『望月仏教大辞典』第五卷、世界聖典刊行協会、一九三三年

浄土真宗本願寺派総合研究所編『浄土真宗聖典七祖篇（註釈版）』本願寺出版社、一九九六年

浄土真宗聖典編纂委員会編『浄土三部經（現代語版）』本願寺出版社、一九九六年

教学伝道研究センター編『顕浄土真実教行証文類（現代語版）』本願寺出版社、二〇〇〇年

浄土真宗本願寺派総合研究所編『浄土真宗聖典（註釈版）第二版』本願寺出版社、二〇〇四年

総合仏教大辞典編集委員会編『総合仏教大辞典』全一卷、法蔵館、二〇〇五年

教学伝道研究センター編『親鸞聖人御消息 恵信尼消息（現代語版）』本願寺出版社、二〇〇七年

書籍

柏原祐義『浄土論註通解』（『真宗通解全書第一』所収）平楽寺書店、一九一五年

是山恵覚『往生論註講義』二卷、（『真宗叢書別卷』所収）前田 是山両和上古希記念会、一九二九年

香月院深励『浄土論註講義』法蔵館、一九七三年

豊水楽勝『往生論註』（宇野円空編『真宗聖典講讀全集2 三経七祖之部上』所収）国書刊行会、一九七六

年

- 福原亮巖『往生論註の研究』永田文昌堂、一九七八年
- 星野元豊『講解教行信証 信（統）証の巻』法蔵館、一九七九年
- 山本仏骨『觀經疏散善義鑽仰』永田文昌堂、一九八二年
- 宗学院編『大江淳誠和上 教行信証講義録上』宗学院、一九八四年
- 村上速水『親鸞教義とその背景』永田文昌堂、一九八七年
- 早島鏡正、大谷光真『浄土論註』大蔵出版、一九八七年
- 加茂仰順『顕浄土真實信文類講要 第一巻』永田文昌堂、一九九〇年
- 深川倫雄『觀經疏散善義講讚』永田文昌堂、一九九四年
- 村上速水『教行信証を学ぶ』永田文昌堂、一九九六年
- 岡亮二『『教行信証』口述50講―第一巻（下）』教育新潮社、一九九七年
- 梯実円『教行信証の宗教構造 真宗教義学体系』法蔵館、二〇〇一年
- 五十嵐大策『親鸞聖人御消息講読』永田文昌堂、二〇〇二年
- 梯実円『聖典セミナー教行信証 信の巻』本願寺出版社、二〇〇四年
- 梯実円『本願のころ―尊号真像銘文』を讀む―』法蔵館、二〇〇六年
- 普賢保之『尊号真像銘文講読』永田文昌堂、二〇〇六年
- 信楽峻磨『改訂 浄土教における信の研究』法蔵館、二〇〇七年
- 白川晴顕『聖典セミナー尊号真像銘文』本願寺出版社、二〇〇七年
- 勸学寮編『浄土三部経と七祖の教え』本願寺出版社、二〇〇八年
- 深川宣暢『無量寿経優婆提舍願生偈註』巻上、二〇〇八年
- 梯信暁『浄土教思想史』法蔵館、二〇一二年
- 相馬一意『曇鸞『往生論註』の講究』永田文昌堂、二〇一三年
- 内藤知康『顕浄土真實信文類講読』永田文昌堂、二〇一四年
- 林智康『顕浄土真實信文類講讚』永田文昌堂、二〇一四年

勸学寮編『親鸞聖人の教え』本願寺出版社、二〇一七年

殿内恒『『尊号真像銘文』の講述』永田文昌堂、二〇二一年

内藤知康『基礎から学ぶ浄土真宗3 信心と利益―救いのよろこび―』法蔵館、二〇二四年
論文

大江智朗「本願における「唯除逆謗」について」『顕真学苑論集』四九、一九五八年

普賢晃寿「真宗機根論の根本的立場」『印仏研』七（二）、一九五九年

普賢晃寿「親鸞聖人に於ける機根論の展開」『真宗学』二二、一九六〇年

土橋秀高「親鸞聖人の涅槃経観」『真宗研究』五、一九六〇年

坂井嘉城「論註「八番問答」における救済観」『印仏研』一〇、一九六二年

信楽峻磨「曇鸞教学における十念の意義」『龍大論集』三七一、一九六二年

普賢大円「浄土論註に於ける行について」『真宗学』二七・二八、一九六三年

岡亮二「曇鸞教義における十念の一考察」『印仏研』一三（一）、一九六五年

亘一弘「親鸞に於ける涅槃経引用の態度」『印仏研』一七（一）、一九六八年

普賢大円「親鸞聖人の人間観」『日本仏教学会年報』三三、一九六八年

矢田了章「論註における願生者について」『印仏研』一六（二）、一九六八年

松井憲一「本願における唯除の意味」『真宗研究』一三、一九六八年

神子上恵龍「曇鸞教学の概観」（龍谷大学真宗学会編『曇鸞教学の研究』永田文昌堂、一九七一年所収）

林智康「親鸞の涅槃経観」『印仏研』二一（二）、一九七三年

山本充朗「第十八願における唯除の意味―親鸞における人間の研究―」『真宗研究』一九、一九七四年

経隆優「唯除の問題」『親鸞教学』三一、一九七七年

普賢保之「親鸞における八番問答の受容」『印仏研』四一（一）、一九九二年

小池秀章「本願の研究―唯除の文について―」『印仏研』四一（二）、一九九三年

大田利生「浄土教における十念思想」『真宗学』九一・九二、一九九五年

岡亮二「中国三祖の十念思想（一）―曇鸞の十念思想―」『真宗学』九四、一九九六年

浅野教信『往生論註』における往生」（論註研究会編『曇鸞の世界』永田文昌堂、一九九六年所収）

普賢保之「曇鸞における八番問答の意義」（論註研究会編『曇鸞の世界』永田文昌堂、一九九六年所収）

相馬一意「曇鸞と称名思想 その（一）」『印仏研』四七（二）、一九九九年

井上善幸「親鸞における逆謗往生について」『北陸宗教文化』一四、二〇〇二年

内藤知康「信文類」逆謗除取釈についての一考察『真宗学』一〇五・一〇六、二〇〇二年

内藤知康「真宗教学における五逆・謗法・一闡提の位置づけ」『真宗学』一〇八、二〇〇三年

井上善幸「逆謗除取釈の研究」『宗学院論集』七五、二〇〇三年

高瀬大宣「親鸞の阿闍世観」『印仏研』五二（一）、二〇〇三年

鍋島直樹「阿闍世王の救いの過程」『真宗研究』五一、二〇〇七年

殿内恒「曇鸞における浄土往生の行と機」（武田龍精編『曇鸞浄土教思想の研究』永田文昌堂、二〇〇八年

所収）

佐々木義英「曇鸞の五念門観に関する一試論」（武田龍精編『曇鸞浄土教思想の研究』永田文昌堂、二〇〇

八年所収）

真名子晃征「曇鸞の行論に関する一考察―『往生論註』所説の「五念門」と「十念」の関係―」『印仏研』

五九（一）、二〇一〇年

青木玲「本願の正機―「唯除」の文を通して」『親鸞教学』九五、二〇一〇年

弘中満雄「〈無量寿経〉における唯除の語義について」『龍谷教学』四六、二〇一一年

武田晋「『往生論註』の十念思想の一考察」『真宗学』一二三・一二四、二〇一一年

真名子晃征「『往生論註』における修行者」『浄土真宗総合研究』七、二〇一二年

内田准心「曇鸞における願生と菩提心―八番問答の滅罪の思想―」『印仏研』六一（一）、二〇一二年

能仁正顕「無量寿経における唯除の意趣」『龍谷大学論集』四八一、二〇一三年

相馬一意「『論註』八番問答の問題点」『仏教学研究』七一、二〇一五年

難波教行 「『往生拾因』に記される五逆についての一考察」『大谷学報』九四（二）、二〇一五年

遠山信証 「『往生論註』における修道構造の枠組」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇一八年

遠山信証 「『往生論註』における「十念」の語義と位相」『真宗研究』六四、二〇二〇年

鍋島直樹 「親鸞聖人の人間観・仏の大悲にいだかれて」『真宗教学研究』四二、二〇二一年

佐藤智暁 「親鸞における「阿闍世王物語」引用に関する一考察」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』四四、

二〇二二年

蟹谷誓 「『信文類』明所被機の研究」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』四二、二〇二二年

杉岡孝紀 「存覚における逆謗除取の理解について」『世界仏教文化研究論叢』六二、二〇二四年